

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

- 東京都環境影響評価条例による環境影響評価書等  
……（環境局総務部環境政策課）…一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（二件）……（環境局環境改善部化学物質対策課）…四
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……（同）…六
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……（同）…七
- 生活保護法による指定介護機関の変更……（福祉保健局生活福祉部保護課）…八
- 生活保護法による指定介護機関の廃止……（同）…四
- 生活保護法による指定介護機関の辞退……（同）…六
- 開発行為に関する工事完了……（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課）…七
- 東京都環境影響評価条例に基づく工事完了の届出……（環境局総務部環境政策課）…七
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……（産業労働局商工部地域産業振興課）…七
- 大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見の概

要……（同）…六

### 正誤

○令和四年六月九日付東京都告示第八百九十号………六

## 告示

### ●東京都告示第五百七十五号

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。）第五十八条第一項の規定に基づき、（仮称）北青山三丁目地区市街地再開発事業について、環境影響評価書及びその概要の提出があったので、条例第五十九条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年四月十一日

東京都知事 小池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
 独立行政法人都市再生機構  
 東日本都市再生本部  
 本部長 中山 靖史

新宿区西新宿六丁目五番一号

新宿アイランドタワー

十三階

二 対象事業の名称及び種類

（仮称）北青山三丁目地区市街地再開発事業

高層建築物の設置

三 対象事業の内容の概略

対象事業は、港区北青山三丁目に位置する敷地面積約二万四千四百平方メートルに、業務、商業、宿泊、公共公益施設、駐車場等の機能を持った高層建築物を建設するものである。

四 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要

事業者は、大気汚染、騒音・振動、地盤、水循環、日影、電波障害、風環境、景観、史跡・文化財、廃棄物及び温室効果ガスについて評価を行い、その結論は別記のとおりである。

五 評価書の縦覧

（一）期間

令和五年四月十一日から同月二十五日まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

（二）時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

（三）場所

ア 港区環境リサイクル支援部環境課

港区芝公園一丁目五番二十五号

イ 新宿区環境清掃部環境対策課

新宿区歌舞伎町一丁目四番一号

ウ 渋谷区環境政策部環境整備課

渋谷区宇田川町一番一号

エ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十九階

オ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎

三階



表1(3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
3. 地盤(つづき)	<p>なお、工事の施行中においては、地盤変動と第I帯水層(Tos)及び第II帯水層(Tog)を対象とした地下水位モニタリングを掘削工事着手前から地下駆体工事終了後の地下水位の安定が確認できる時期まで継続的に実施し、周辺の地下水位低下の防止に努める。そのため、地下水位以上のことから、工事の施行中に地盤の変形及び地下水位の変化に起因した地盤沈下が生じる可能性は小さく、評価の指標を満足するものと考えられる。</p> <p>《工事の完了後》  <b>【地下構造物等の存在に伴う地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下の範囲及び程度】</b>          本事業では、山留壁の設置及び地下構造物の存在により、地下水の流況に影響を及ぼす可能性がある。周辺部の帯水層は広範囲にわたり連続して分布するものと想定される。これに対し、計画建築物の地下駆体は計画地内のみの限定的なものである。そのため、地下駆体が建築されても地下水は地下構造物の周囲を迂回するものと想定される。以上のことから、完了後においても地下水位低下に起因した地盤沈下または地盤の変形が生じる可能性は小さく、評価の指標を満足するものと考えられる。</p>
4. 水循環	<p>《工事の施行中》  <b>【掘削工事に伴う地下水の水位及び流況の変化の程度】</b>          本事業では、最深部を各層地下構築範囲の掘削工事において、山留壁として遮水性及び剛性の高いSMWを採用し、東京層群に存在する第I帯水層(砂質土(Tos))及び第II帯水層(砂礫層(Tog))の分布深度よりも深い位置に存在する上総層(Kao)まで掘入れられることにより、上総層(Kao)が不透水層として機能し、掘削範囲内の帯水層は山留壁の外側と分離、遮水される。これにより、山留壁の外側の第I帯水層及び第II帯水層の地下水位低下を抑制できる。なお、SMWの施工にあたって今後詳細なボーリング調査を実施し、難透水層の分布状況把握した上で、SMWの掘入れ深さを決定する計画である。          また、工事の施工中においては、第I帯水層(Tos)及び第II帯水層(Tog)を対象とした地下水位モニタリングを掘削工事着手前から地下駆体工事終了後の地下水位の安定が確認できる時期まで継続的に実施し、周辺の地下水位の低下に努める。          以上のことから、計画地周辺の地下水の水位及び流況に著しい影響を及ぼすことはなく、評価の指標を満足するものと考えられる。</p> <p>《工事の完了後》  <b>【地下構造物等の存在による地下水の水位及び流況の変化の程度】</b>          本事業では最深部の掘削工事において、外周部に山留壁であるSMWを十分な深度(上総層(Kao)まで施工した上で、地下構造物を約T.P.+約15.0mまで構築する計画である。第I帯水層がT.P.+約15.0m～+約23.0m付近、第II帯水層がT.P.+約10.0m～+約18.0m付近と見込まれるため、山留壁の設置及び地下構造物の存在により、地下水の流況に影響を及ぼす可能性がある。既存資料及び現地調査結果を踏まえると、東京層群に存在する第I帯水層(砂質土(Tos))及び第II帯水層(砂礫(Tog))は、計画地周辺にも分布している、この帯水層が広範囲にわたり連続して分布しているものと想定される。これに対し、計画建築物の地下駆体が占める範囲は計画地内のみ限定的なものである。したがって、工事完了後の地下水流は、地下構造物の周囲を迂回するものと考えられ、地下構造物等の存在による地下水の水位及び流況の変化の程度は小さいと考える。なお、工事の完了後において地下水の揚水は計画していない。以上のことから、地下構造物等の存在により、計画地周辺の地下水の水位及び流況に著しい影響を及ぼすことはなく、評価の指標を満足するものと考えられる。</p>
5. 日影	<p>《工事の完了後》          計画建築物により2.5時間以上の日影が生じると予測される範囲は、計画地の北東方向に約80m程度の範囲であり、日影規制地域に該当しない。隣接市街地に対して十分な遮覆を確保するとともに、計画地の西側に大規模広場(緑地)を整備する計画としている。また、B-1棟を南北方向に陣切りを行う計画としている。これにより、冬至日において、4時間以上の日影が生じる範囲及び2.5時間以上の日影が生じる範囲は、概ね計画地の北東側の限られた範囲であり、日影の影響を低減しているものと考えられる。          以上のことから、評価の指標とした「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」に定める日影規制を満足するものと考えられる。</p>

表1(4) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
6. 電波障害	<p>《工事の完了後》          計画建築物により、計画地南西方向において、東京スカイツリーからの地上デジタル放送の遮へい障害が生じると予測する。また、計画地北東側及び北北東側において、テレビ電波(衛星放送)の遮へい障害が生じると予測する。ケーブリングテレビの活用等の適切な電波受信障害対策を講じることにより、テレビ電波障害の影響は軽減すると考えられる。また、デジタル放送は、反射障害に強い性質を持つことから、テレビ画面に影響を及ぼすほど反射障害は生じないと予測する。          以上のことから、評価の指標とした「テレビ電波の受信障害を起こさないこと」を満足するものと考えられる。</p>
7. 風環境	<p>《工事の完了後》          防風対策を行わない場合、計画建築物の存在により新たに領域C(中高層市街地相当の風環境)となる地点が計画地北東側、東側、南東側及び南側に10地点生じると予測するが、植栽による防風対策を講じることにより、領域Cの地点の多くは領域B(低層市街地相当の風環境)となり、風環境は改善されると予測する。計画地周辺の風環境に変化はあっても、領域A(住宅地相当の風環境)及び領域Bに相当する風環境が維持されるものと考えられる。</p>
8. 景観	<p>《工事の完了後》  <b>【主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度】</b>          事業の実施により、計画地周辺は低層の住宅、事務所建築物、住居併用建築物が多く立地する市街地景観と、高層建築物を主体とする都市景観が融合した、青山地区の拠点となる複合市街地へと変化する。また、計画地内の北西側には、青山通りから渋谷区側市街地へつながる区画道路1号やA-1地区、A-2地区のみどりや一体となった大規模広場(緑地)を配置することで、緑豊かな景観が形成されると予測される。以上のことから、青山通り周辺地区の景観形成の方針との整合が図られるものと考えられる。</p> <p>《代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度》          近景域においては、計画建築物が視野に占める割合は大きく、より都市的な眺望が出現するものと考えられる。          中景域～遠景域においては、一部の地点では計画建築物が新たな景観の構成要素となり、青山通り周辺地区の新たな顔として眺望景観を形成するものと考えられる。また、計画地の西側に、周辺市街地との緩衝空間となる大規模広場(緑地)を配置する。大規模広場内の植栽計画についても、周辺市街地の住環境に配慮した樹種選定等を行う。以上のことから、代表的な眺望地点からの景観については、青山通り周辺地区の新たな顔として都市的景観が形成され、「港区景観計画」に定める「青山通り周辺景観形成特別地区I及び「青山通り周辺地区まちづくりガイドライン」の景観形成方針との整合が図られるものと考えられる。</p>
9. 史跡・文化財	<p>《工事の完了後》  <b>【埋蔵文化財包蔵地の改変の程度】</b>          計画地内には現状、周辺の埋蔵文化財は存在しないが、計画地近傍には、「北青山三丁目遺跡(地点14)」が確認されていることから、埋蔵文化財の存在の可能性は高く、本事業の実施により影響を受ける可能性がある。現状の計画地内には、既存の建築物が立地しているため、それらの建築物の解体工事と並行して埋蔵文化財の確認調査を行う予定であり、未周知の埋蔵文化財が存在する可能性を含め、掘削工事の着手前に港区教育委員会に確認を行う。また、調査の方法・範囲についても港区教育委員会と協議を行った上で確定する。</p> <p>《圧迫感の変化の程度》          圧迫感の指標である形態率は、現状と比較して最大14.7ポイント程度増加するものと考えられる。計画建築物の配置にあたっては、敷地境界から一定の距離をとり、色彩は「東京都景観条例」に基づく大規模建築物等の建築等に係る景観形成基準、「東京都景観色彩ガイドライン」及び「港区景観計画」に適合したものである。計画地及びその周辺には、高木等、歩行者動線にも連携した緑化を行い、周辺市街地との緩衝空間としても有効な大規模広場(緑地)を配置することで、計画建築物による圧迫感の低減に努める。          以上のことから、圧迫感に対する軽減が図られ、評価の指標を満足するものと考えられる。</p>

表1(5) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
9. 史跡・文化財(つづき)	埋蔵文化財の存在が確認された場合は、東京都教育委員会、港区教育委員会へ連帯なく報告し、「文化財保護法」に基づき適正に対処する。以上のことから、埋蔵文化財包蔵地は改変するもの、港区教育委員会等と確認を行いつながら適切に対処することから、評価の指標を満足するものと考ええる。
10. 廃棄物	<p>《工事の施行中》</p> <p>【既存建築物の解体に伴う廃棄物の排出量、再資源化量及び処理・処分の方法】        既存建築物解体に伴う廃棄物の発生量は、コンクリート塊約 27,384t、金属くず(鉄骨)約 3,295t、金属くず(鉄筋)約 3,423t、木くず(建設発生木材)約 1,027t、建設混合廃棄物約 685t と予測する。これらの廃棄物の処理にあたっては、「建設リサイクル法」等の関係法令に示される事業者の責務を果たすこと、「東京都建設リサイクル推進計画」の目標値(アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、建設発生木材で 99%、建設混合廃棄物で 83%)を達成するものとする。なお、これ以外の品目についても不要材の減量や分別の徹底に努める。また、既存建築物に使用されている石綿含有建材については、解体工事に先立ち、「石綿障害予防規則」、「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散抑制対策徹底マニュアル」、「港区建築物の解体工事等の事前周知等に関する要綱」に従い、既存建築物設計図による調査、現地での目視調査等を実施し、必要に応じて材質分析調査を併用して、状況に応じた対策を講じながら除染作業を実施することから、評価の指標を満足するものと考ええる。</p> <p>【建設発生土の発生量】        建設発生土の発生量は、約 212,337 m<sup>3</sup> と予測する。建設発生土は、受入機関の受入基準への適合を確認したうえで場外搬出することにより適正に処理する計画として、「東京都建設リサイクル推進計画」等の関係法令に示される事業者の責務を果たすこと、「東京都建設リサイクル推進計画」の目標値(89%)を達成することから、評価の指標を満足するものと考ええる。</p> <p>【建設汚泥の発生量】        建設汚泥の発生量は、約 44,322 m<sup>3</sup> と予測する。建設汚泥は、場外へ搬出して産業廃棄物として処理する計画であるが、「東京都建設リサイクル推進計画」等の関係法令に示される事業者の責務を果たすこと、「東京都建設リサイクル推進計画」の目標値(96%)を達成することから、評価の指標を満足するものと考ええる。</p> <p>【建設工事に伴い生じる廃棄物の発生量】        建設工事に伴い生じる廃棄物の発生量は、約 5,460 t と予測する。これらの建設廃棄物は分別を徹底し、種類に応じて保管、排中、再利用促進及び不用品の減量等を図る等、「建設リサイクル法」等の関係法令に示される事業者の責務を果たすこと、「東京都建設リサイクル推進計画」の目標値(アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、建設発生木材 99%、建設混合廃棄物 83%、建設廃棄物 98%)を達成するものとする。なお、これ以外の品目についても不要材の減量や分別の徹底に努めることから、評価の指標を満足するものと考ええる。</p> <p>《工事の完了後》</p> <p>【施設の供用に伴う廃棄物の種類及び排出量】        施設の供用に伴う廃棄物が約 8,606kg/日発生するが、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「東京都廃棄物条例」、「港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例」等の法令等を遵守し、「廃棄物を適正分別して保管場所の管理を徹底する等、関係法令に示される事業者の責務を果たすこと」、「港区(第3次)一般廃棄物処理基本計画」の目標達成に寄与する。</p> <p>以上のことから、評価の指標を満足するものと考ええる。</p>
11. 温室効果ガス	<p>《工事の完了後》</p> <p>温室効果ガス排出量は約 16,180t-CO<sub>2</sub>/年、削減量は約 4,044t-CO<sub>2</sub>/年、削減率は約 20.0%と予測する。建築的手法による省エネルギー措置、設備システムの省エネルギー措置、効率化設備の省エネルギー措置等により温室効果ガスの発生量の削減に努めることから、温室効果ガスの排出抑制が図られるものと考ええる。以上のことから、「温対法」及び「環境確保条例」に示される「事業者の責務」の内容を満足するものと考ええる。</p>

●東京都告示第五百七十六号

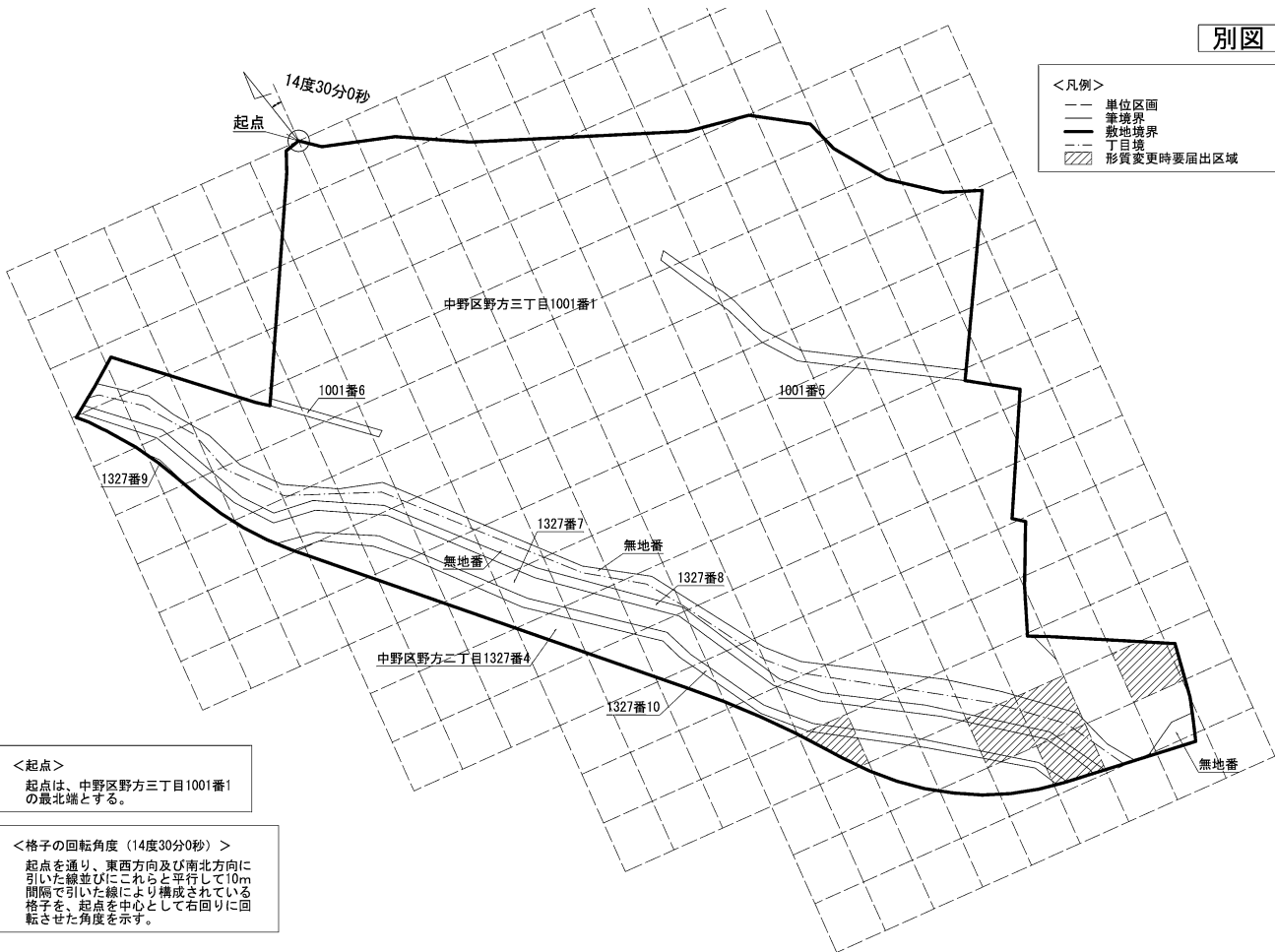
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年四月十一日

東京都知事 小池百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(中野区野方二丁目及び三丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



<起点>  
 起点は、中野区野方三丁目1001番1の最北端とする。

<格子の回転角度 (14度30分0秒)>  
 起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

<凡例>  
 - - 単位区画  
 - - 筆境界  
 - - 敷地境界  
 - - 丁目境  
 ▨ 形質変更時要届出区域

●東京都告示第五百七十七号

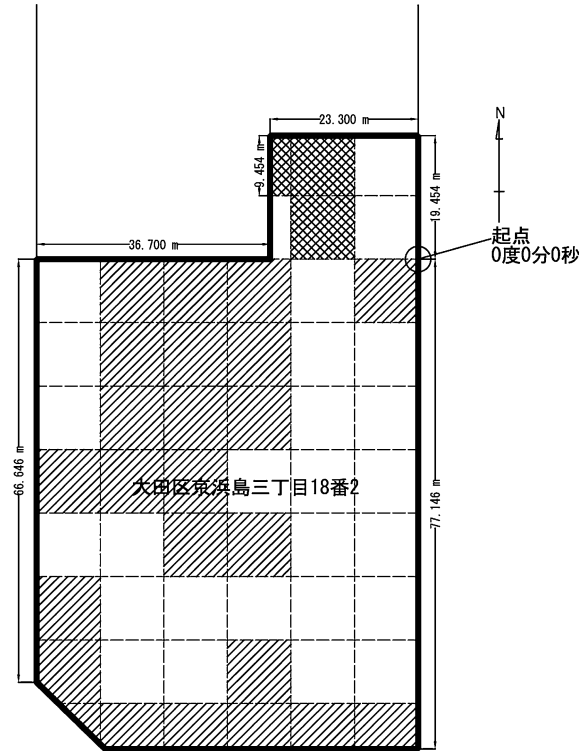
土壌汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号) 第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域 (以下「形質変更時要届出区域」という。) を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年四月十一日

東京都知事 小池百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり (大田区京浜島三丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。) 第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物
- 三 その他 この告示により指定する形質変更時要届出区域は、規則第五十八条第五項第十二号に該当する。

別図



【起点】

起点は、大田区京浜島三丁目18番2の最北端から、筆境界に沿って南に89.959m移動した地点とする。

【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
- ▨ 形質変更時要届出区域 (この告示により指定し、規則第58条第5項第12号に該当する区域)
- ▧ 形質変更時要届出区域 (規則第58条第5項第12号に該当する区域) (平成30年東京都告示第711号により指定した区域)

【格子の回転角度(0度0分0秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10 m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第五百七十八号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、令和四年東京都告示第百五十九号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年四月十一日

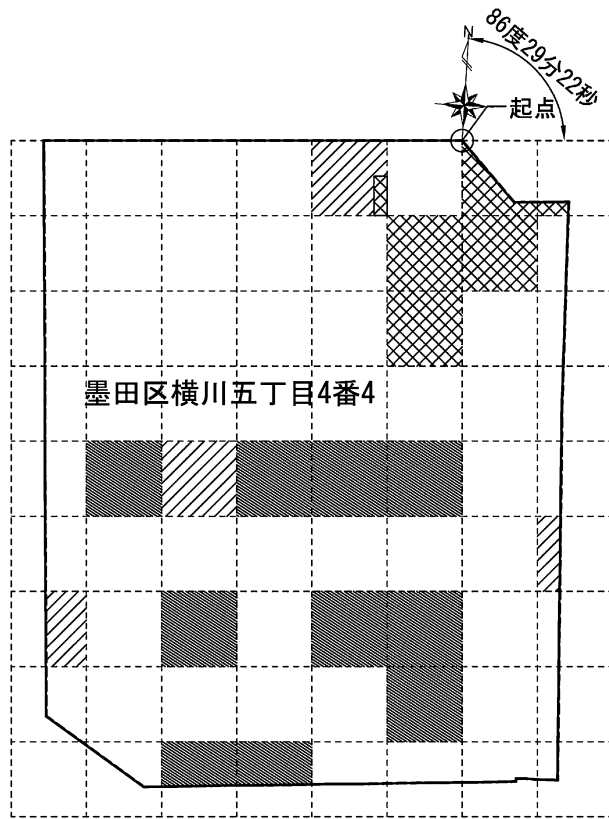
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(墨田区横川五丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【凡例】

- 敷地境界
- 形質変更時要届出区域 (令和5年東京都告示第255号により指定した区域)
- 形質変更時要届出区域 (令和4年東京都告示第159号により指定した区域)
- 単位区画
- 指定を解除する区域

【起 点】

起点は、墨田区横川五丁目4番4の最北端とする。

【格子の回転角度 (86度29分22秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第五百七十九号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和四年東京都告示第九百五十号及び同年東京都告示第千八百八十九号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年四月十一日

東京都知事 小 池 百合子

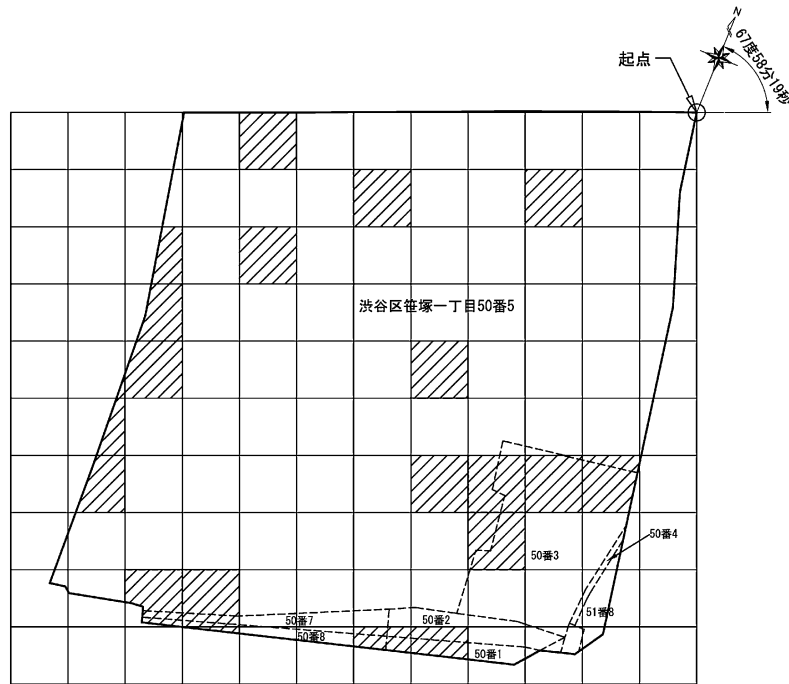
一 指定を解除する区域 別図のとおり（渋谷区笹塚一丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物、シアン化合物、セレン及びその化合物並びに鉛及びその化合物




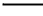
三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 カドミウム及びその化合物並びに鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【凡例】

-  指定を解除する区域
-  単位区画
-  筆境界
-  敷地境界

【起点】

起点は、渋谷区笹塚一丁目50番5の最北端とする。

格子の回転角度 (67度58分19秒)

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第五百八十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「法」という。）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により指定した介護機関から、同条第五項において準用する法第五十条の二の規定による変更の届出があったので、法第五十五条の三第二号及び生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条の二（中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和五年四月十一日

東京都知事 小池 百合子



事業所の名称変更

介護保険 事業者番号	届出者の名称	主たる事務所の所在地	変更前	変更後	事業所の所在地	変更年月日
1343052891	株式会社インファーマシーズ	北海道札幌市白石区東札幌五条2-4-30	いながき薬局 立川栄町店	イン薬局 立川栄町店	東京都立川市栄町6-11-11 豊建設ビル1階B号室	令和4年12月1日
1371908722	アースサポート株式会社	東京都渋谷区本町1-4-14	アースサポート高島平	アースサポート本蓮沼	東京都板橋区蓮沼町50-2-101	令和4年12月1日
1371910561	アースサポート株式会社	東京都渋谷区本町1-4-14	アースサポート志村	アースサポート本蓮沼	東京都板橋区蓮沼町50-2-101	令和4年12月1日
1372112423	SOMPOケア株式会社	東京都品川区東品川4-12-8	SOMPOケア 北千住 居宅介護支援	SOMPOケア 在宅老人ホーム足立 居宅介護支援	東京都足立区千住中居町33-3 大橋ビル4階	令和4年12月1日
1372112399	SOMPOケア株式会社	東京都品川区東品川4-12-8	SOMPOケア 北千住 訪問介護	SOMPOケア 在宅老人ホーム足立 訪問介護	東京都足立区千住中居町33-3 大橋ビル4階	令和4年12月1日
13A2100678	SOMPOケア株式会社	東京都品川区東品川4-12-8	SOMPOケア 北千住 訪問介護	SOMPOケア 在宅老人ホーム足立 訪問介護	東京都足立区千住中居町33-3 大橋ビル4階	令和4年12月1日
1392100903	SOMPOケア株式会社	東京都品川区東品川4-12-8	SOMPOケア 北千住 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	SOMPOケア 在宅老人ホーム足立 定期巡回	東京都足立区千住中居町33-3 大橋ビル4階	令和4年12月1日
1392100895	SOMPOケア株式会社	東京都品川区東品川4-12-8	SOMPOケア 北千住 夜間対応型訪問介護	SOMPOケア 在宅老人ホーム足立 夜間訪問介護	東京都足立区千住中居町33-3 大橋ビル4階	令和4年12月1日
1371707306	一般社団法人福祉用具プランニング	東京都板橋区小豆沢1-7-1	福祉用具サービス ハピネス	福祉用具プランニング 城北営業所	東京都北区豊島3-7-1 ミオ・マール豊島1階	令和4年12月1日
1367193121	医療法人社団田島厚生会	東京都北区神谷1-27-14	田端訪問看護ステーション	神谷病院訪問看護ステーション	東京都北区神谷1-27-14	令和4年12月1日
1345652193	株式会社インファーマシーズ	北海道札幌市白石区東札幌五条2-4-30	フィールド薬局 下丸子店	イン薬局 下丸子店	東京都大田区下丸子3-17-10 ミオス下丸子1階	令和5年1月1日
1367191133	社会医療法人社団慈生会	東京都足立区一ツ家4-3-4	訪問看護ステーション常楽	訪問看護ステーション等潤	東京都足立区一ツ家4-2-15	令和4年12月28日
1375424973	SOMPOケア株式会社	東京都品川区東品川4-12-8	SOMPOケア 西東京 居宅介護支援	SOMPOケア 在宅老人ホーム西東京 居宅介護支援	東京都西東京市田無町4-2-11 Aビル2階	令和5年1月1日
1375424965	SOMPOケア株式会社	東京都品川区東品川4-12-8	SOMPOケア 西東京 訪問介護	SOMPOケア 在宅老人ホーム西東京 訪問介護	東京都西東京市田無町4-2-11 Aビル2階	令和5年1月1日

事業所の名称変更

介護保険 事業者番号	届出者の名称	主たる事務所の所在地	変更前	変更後	事業所の所在地	変更年月日
13A5400109	SOMPOケア株式会社	東京都品川区東品川4-12-8	SOMPOケア 西東京 訪問介護	SOMPOケア 在宅老人ホーム西東京 訪問介護	東京都西東京市田無町4-2-11 Aビル2階	令和5年1月1日
1365490141	SOMPOケア株式会社	東京都品川区東品川4-12-8	SOMPOケア 西東京新町 訪問看護	SOMPOケア 在宅老人ホーム西東京 訪問看護	東京都西東京市田無町4-2-11 Aビル2階	令和5年1月1日
1340253971	株式会社ココカラフラインヘルスケア	神奈川県横浜市港北区新横浜3-17-6	ココカラフライン薬局 八重洲北口店	ココカラフライン薬局ヤエチカ北口店	東京都中央区八重洲2-1 八重洲大地下街北1号	令和4年9月1日
1335340609	医療法人社団裕人会	東京都羽村市羽東1-7-11 ステーションサイドビル101	医療法人社団裕人会 羽村ステーションデンタルクリニック	医療法人社団裕人会 はむら線路沿い歯科	東京都羽村市羽東1-7-11 ステーションサイドビル101	令和5年1月16日
1340555086	さくら薬局株式会社	東京都千代田区丸の内1-1-1	平成調剤薬局	さくら薬局 根津店	東京都文京区根津1-16-9 タウンシップ文京根津105号室	令和5年2月1日
1362090571	株式会社フローレンス・N	東京都港区海岸2-2-9 カナルフロント607号	株式会社フローレンス・N	株式会社フローレンス・N 訪問看護事業所フローレンス柴又	東京都葛飾区柴又5-8-13 コンフォートフォレスト新柴又1階	令和4年11月1日

事業所の所在地変更

介護保険事業者番号	届出者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	変更前	変更後	変更年月日
1372006823	株式会社ブラレール・キャピタル	東京都練馬区中村北2-2-3 メゾン練馬303号室	撫子ケアセンター	東京都練馬区中村北2-2-3 メゾン練馬303号室	東京都練馬区中村北3-21-8 奈良ビル4階	令和4年9月1日
1361490376	株式会社T&T	東京都中野区江古田4-21-13	T&T訪問看護リハビリステーション	東京都中野区上高田4-48-1	東京都板橋区大山東町27-12 メゾンフォンテヌ204号室	令和4年12月1日
1371908722	アースサポート株式会社	東京都渋谷区本町1-4-14	アースサポート本連沼	東京都板橋区高島平7-12-8	東京都板橋区連沼町50-2-101	令和4年12月1日
1371910561	アースサポート株式会社	東京都渋谷区本町1-4-14	アースサポート本連沼	東京都板橋区東坂下2-4-10	東京都板橋区連沼町50-2-101	令和4年12月1日
1371603596	アサヒサンクリーン株式会社	静岡県静岡市葵区本通10-8-1	アサヒサンクリーン在宅介護センター豊島	東京都豊島区池袋2-28-8 内野コーポ1階	東京都豊島区上池袋4-29-13 小林ビル	令和4年12月1日
1371004787	SOMPOケア株式会社	東京都品川区東品川4-12-8	SOMPOケア 在宅老人ホーム目黒 訪問介護	東京都目黒区柿の木坂2-30-15 2階部分	東京都目黒区自由が丘1-20-19 光進自由が丘ビル地下1階1号室	令和4年12月1日
13A1000325	SOMPOケア株式会社	東京都品川区東品川4-12-8	SOMPOケア 在宅老人ホーム目黒 訪問介護	東京都目黒区柿の木坂2-30-15 2階部分	東京都目黒区自由が丘1-20-19 光進自由が丘ビル地下1階1号室	令和4年12月1日
1391000443	SOMPOケア株式会社	東京都品川区東品川4-12-8	SOMPOケア 在宅老人ホーム目黒 夜間訪問介護	東京都目黒区柿の木坂2-30-15 2階部分	東京都目黒区自由が丘1-20-19 光進自由が丘ビル地下1階1号室	令和4年12月1日
1371004829	SOMPOケア株式会社	東京都品川区東品川4-12-8	SOMPOケア 在宅老人ホーム目黒 居宅介護支援	東京都目黒区柿の木坂2-30-15 2階部分	東京都目黒区自由が丘1-20-19 光進自由が丘ビル地下1階1号室	令和4年12月1日
1391000435	SOMPOケア株式会社	東京都品川区東品川4-12-8	SOMPOケア 在宅老人ホーム目黒 定期巡回	東京都目黒区柿の木坂2-30-15 2階部分	東京都目黒区自由が丘1-20-19 光進自由が丘ビル地下1階1号室	令和4年12月1日
1372112423	SOMPOケア株式会社	東京都品川区東品川4-12-8	SOMPOケア 在宅老人ホーム足立 居宅介護支援	東京都足立区千住中居町33-3 大橋ビル4階	東京都足立区千住中居町 33-3 大橋ビル4階	令和4年12月1日
1372112399	SOMPOケア株式会社	東京都品川区東品川4-12-8	SOMPOケア 在宅老人ホーム足立 訪問介護	東京都足立区千住中居町33-3 大橋ビル4階	東京都足立区千住中居町 33-3 大橋ビル4階	令和4年12月1日
13A2100678	SOMPOケア株式会社	東京都品川区東品川4-12-8	SOMPOケア 在宅老人ホーム足立 訪問介護	東京都足立区千住中居町33-3 大橋ビル4階	東京都足立区千住中居町 33-3 大橋ビル4階	令和4年12月1日
1392100903	SOMPOケア株式会社	東京都品川区東品川4-12-8	SOMPOケア 在宅老人ホーム足立 定期巡回	東京都足立区千住中居町33-3 大橋ビル4階	東京都足立区千住中居町 33-3 大橋ビル4階	令和4年12月1日

事業所の所在地変更

介護保険事業者番号	届出者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	変更前	変更後	変更年月日
1392100895	SOMPOケア株式会社	東京都品川区東品川4-12-8	SOMPOケア 在宅老人ホーム足立 夜間訪問介護	東京都足立区千住中居町33-3 大橋ビル4階	東京都足立区千住中居町 33-3 大橋ビル4階	令和4年12月1日
1363590140	一般社団法人よつば	東京都八王子市北野町517-2	訪問看護ステーションあーる	東京都日野市平山6-8-23 ハウスセイント101	東京都日野市多摩平4-1-4 明光プラザ102	令和4年2月6日
1371707306	一般社団法人福祉用具プランニング	東京都板橋区小豆沢1-7-1	福祉用具プランニング 城北営業所	東京都北区豊島3-7-6 木村ビル1階	東京都北区豊島3-7-1 ミオ・マール豊島1階	令和4年12月1日
1367193121	医療法人社団田島厚生会	東京都北区神谷1-27-14	神谷病院訪問看護ステーション	東京都北区田端4-3-12 メイブル駒込101号室	東京都北区神谷1-27-14	令和4年12月1日
1361291105	株式会社エヌワイアドバンス	東京都世田谷区等々力2-39-21-102	訪問看護ステーションあかね亭	東京都世田谷区豪徳寺1-9-11	東京都世田谷区船橋4-5-7	令和4年12月27日
1367191133	社会医療法人社団慈生会	東京都足立区一ツ家4-3-4	訪問看護ステーション等潤	東京都足立区一ツ家4-5-11	東京都足立区一ツ家4-2-15	令和4年12月28日
1375424973	SOMPOケア株式会社	東京都品川区東品川4-12-8	SOMPOケア 在宅老人ホーム西東京 居宅介護支援	東京都西東京市田無町5-11-13 ハイセレス田無本町シティハウス1階105号	東京都西東京市田無町4-2-11 Aビル2階	令和5年1月1日
1375424965	SOMPOケア株式会社	東京都品川区東品川4-12-8	SOMPOケア 在宅老人ホーム西東京 訪問介護	東京都西東京市田無町5-11-13 ハイセレス田無本町シティハウス1階105号	東京都西東京市田無町4-2-11 Aビル2階	令和5年1月1日
13A5400109	SOMPOケア株式会社	東京都品川区東品川4-12-8	SOMPOケア 在宅老人ホーム西東京 訪問介護	東京都西東京市田無町5-11-13 ハイセレス田無本町シティハウス1階105号	東京都西東京市田無町4-2-11 Aビル2階	令和5年1月1日
1365490141	SOMPOケア株式会社	東京都品川区東品川4-12-8	SOMPOケア 在宅老人ホーム西東京 訪問看護	東京都西東京市新町5-14-14	東京都西東京市田無町4-2-11 Aビル2階	令和5年1月1日
1362390385	ファーマケアリンク株式会社	東京都江戸川区一之江2-8-14-203	訪問看護ステーション こころ	東京都江戸川区一之江8-8-15-404	東京都江戸川区一之江2-8-14-203	令和5年1月15日
1373003209	SOMPOケア株式会社	東京都品川区東品川4-12-8	SOMPOケア 立川 訪問介護	東京都立川市高松町3-10-1	東京都立川市柏町4-75-3	令和5年2月1日
13A3000315	SOMPOケア株式会社	東京都品川区東品川4-12-8	SOMPOケア 立川 訪問介護	東京都立川市高松町3-10-1	東京都立川市柏町4-75-3	令和5年2月1日
1393000227	SOMPOケア株式会社	東京都品川区東品川4-12-8	SOMPOケア 立川 定期巡回	東京都立川市高松町3-10-1	東京都立川市柏町4-75-3	令和5年2月1日